

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 30 年 9 月 20 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800051号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1800022号

第1 結論

請求者のA保育園(現在は、B保育園)における平成25年12月27日の標準賞与額を37万6,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

私は、A保育園から、請求期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、その標準賞与額の記録がないので、調査の上、将来の年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求期間に係るC銀行発行の振込予定明細表及び事業主の回答により、請求者は、平成25年12月27日にA保育園から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により、当該同僚は、いずれも賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、請求者についても、請求期間において当該同僚と同様に保険料の控除があったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A保育園から請求期間に係る賞与の支払を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記振込予定明細表における賞与振込額及び同僚が所持する請求期間に係る賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給

額から、37万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月27日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年12月27日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1800031号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1800007号

第1 結論

平成3年7月から平成7年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月から平成7年1月まで

私は、平成3年7月にA町役場で離婚の手続を行った際に、国民年金の加入手続も行い、同町役場の窓口の担当者に、将来、満額の国民年金を受給するためには、国民年金保険料に不足があると言われたので、兄にその保険料を工面してもらい、後日、同町役場で保険料15万円以上を納付した。その後においては、A町役場から国民年金保険料の毎月分と追納分の納付書が届き、毎月1か月分ずつ納付した。請求期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はなく、請求者が所持している年金手帳及びオンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、請求者が請求期間より前の昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出された厚生年金保険の被保険者記号番号を基に平成9年3月7日に付番され、請求者は、同日に、その基礎年金番号により、昭和45年10月26日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、請求者が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、平成9年3月頃と考えられ、同時点では、請求期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得処理(平成9年3月7日)が行われた直後の平成9年3月17日に過年度納付書が作成され、平成7年2月から平成8年3月までの14か月の国民年金保険料(16万2,600円)を平成9年3月24日に一括して納付していることが確認できることから、請求者が平成3年7月にA町役場で国民年金の加入手続を行った際に、同町役場の担当者から保険料に不足があると言われたので、後日、同町役

場で保険料 15 万円以上を納付したとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料と国民年金保険料免除期間（以下「免除期間」という。）に係る保険料を追納により毎月一緒に納付していたと主張しているが、免除期間に係る保険料を追納するには、その申出を行う必要があるところ、オンライン記録によると、請求者は、平成 8 年 4 月から平成 9 年 3 月までの免除期間に係る保険料の追納の申出を同年 11 月 18 日に行い、当該期間の保険料を平成 10 年 1 月 7 日及び同年 3 月 3 日に納付していること、また、平成 9 年 6 月から平成 10 年 3 月までの免除期間に係る保険料の追納の申出を同年 5 月 13 日に行い、当該期間の保険料を平成 11 年 4 月 19 日及び同年 12 月 20 日に納付していることが確認できることから、請求者の保険料納付に関する記憶が明確でなく、請求期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、A 町の請求者に係る国民年金被保険者名簿により、請求期間は、国民年金保険料が未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。